

文部科学省：1～9 ページ、関係地方自治法 10 ページ、総務省：11～16 ページ

**【文部科学省】**

日時：11月29日（月）13：00～13：30

5 場所：文部科学省東館・会議室

対応：初等中等教育局企画課校務改善専門官：久芳 全晴、児童生徒課就学支援  
係長：今井 弘司、財務課調整係：内藤 孝行、定数企画係専門官：小泉 武  
士、高校修学支援室企画係：小西可那子、スポーツ青少年局学校健康教育課補  
佐：渡邊 博善

10

1. 公教育の無償化について

(1) 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、そ  
の縮減に必要な財源措置や制度改革を行なうこと。

また、就学援助制度の拡充と条件整備を一層推進すること。

15

文科省 一般に公立学校では子どもが所有する学用品あるいは修学旅行費等、教  
科外活動費等については実費弁償的経費として、保護者負担をお願いして  
いる現状にある。文部科学省が実施している子どもの学習費調査によると平  
成20年度に保護者が支出した子ども一人当たりの学校教育費は、小学校で  
20 約98,000円、中学校で175,000円となっている。

どのような経費を保護者負担とするかについては、各自治体、各学校の  
判断によるものと考えているが、文部科学省としてはこれまでも学校に備える  
べき教材や図書については、所要の財政措置を講じつつ、各教育委員会に  
対して保護者負担の軽減に特段の配慮を求めているところである。

25

なお、文部科学省としては各市町村が行っている就学援助事業に対する  
補助を行っており、これらの施策を通じて、今後とも保護者負担の軽減を  
図って参りたいと考えている。

自治労 今、各自治体では就学援助に関する予算が不足して補正もとれない中で、  
30 実質的フォローができない状況も生まれている。高校の授業料無償化をし

ていただいたが、36月を超えた生徒に対する制度もばらついており、それが大きな負担となっているところもある。

ぜひ、貧困対策としても経済的、人的支援を厚くしていただくことをお願いしたい。

5

(2) 高校の実質無償化を実現するため、一層の改善を行なうこと。また、朝鮮高級学校についても就学支援金の支給対象とすること。

さらには、高校の給付型奨学金の拡充を行うこと。

高校授業料無償化に伴い、私費の会計処理に混乱が生じないように、関係省庁とも協議の上、適正な経理処理についての判断を示すこと。

10

文科省 後段の点については、どのように処理をするかはそれぞれの市町村によって異なってくるだろう。手数料を保護者負担にするのか、学校側で負担するのかは現場の判断によるべきと思われるので、現段階で国が何らかの指針を作るということは考えていない。

15

(3) 学校における経理事故の防止と適正化を図るため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行なうこと。

特に学校給食費の公会計処理への移行については、旧文部省時代の行政実例によって各自治体が判断を行っており、関係省庁とも調整のうえ、早急な改善を行なうこと。

20

文科省 まず、学校給食費に関して公会計か私会計かということについて、過去の行政実例について前回7月のときにもお話をさせていただいた。

25

現行は各自治体の判断ということで行っていただいているが、いろいろご指摘もいただいているところなので、今後は皆さんの意見も伺いながら考えていかなければならないと思っている。

文科省 他の学校徴収金に係る経理事務に関しても、以前より説明している通り、法に適応して処理がなされていると文部科学省としては考えており、現時点では特段の措置を考えてはいない。

5 5 ただ、学校の負担となっている滞納の問題などについては、別途検討をしているところである。そちらについては、ご意見や現場の実態などを聞かせていただければありがたい。

自治労 前回、設置者と保護者との委託契約であるとの回答だったが、今回は「学校と設置者」というふうに表現が変わっているが。

10

文科省 言い間違えた。前任者の回答通り設置者と保護者の委託契約ということで訂正したい。

自治労 前回、こちらからの「設置者は首長か教育委員会か」という質問に対して、「持ち帰って確認のうえ再度回答したい」とのことだった。その答えを伺いたい。

15

文科省 それは教育委員会であるという整理をした。

20

前回、皆様方から首長でなければ契約締結権はないはずであるとの指摘をいただき、教育委員会が設置者であるとするならば、どのような権限に基づいてやっているのかというご質問だった。我々の方であらためて確認をしたが、まず契約の締結は首長の権限である。

ただ、その権限を教育委員会の方に移すということは首長と教育委員会の間で取り決めがなされれば、できるということになっている。

25

自治労 首長から教育委員会に権限を委任する場合は条例規則等で明文化される必要があるのではないか。

文科省 明文化をする必要があるかは特に決まりはない。

30

自治労 自治法上も問題はないのか。

文科省 ない。

5 自治労 地教行法の施行以降では、黙示ではなくて条例規則で定めをして行うべきだろう。

10 自治労 首長の権限を取り決めにより教育委員会に移せば問題はないとのことだが、その取り決めを作っていないというところは、自治体として早急に改善しなければならないと。そうした取り決めがあって学校で行っているところについては文科省としては問題はないという答えでよいか。

15 文科省 おっしゃるとおり。その取り決めについては特段の定めがないので各市町村で適正にやっていただきたいということである。

自治労 もう一つ聞きたい。設置者と保護者との委託契約については、民法上のものであるとのことだったが、校長が保護者からお金を集める場合は、校長の職権で行うという解釈か。

20 文科省 最初に伝えた通り、委託契約は保護者と教育委員会であり、教育委員会は学校に付随する事務として、校長以下教員に下ろしているという形になる。先ほどの校長が委託を受けているというところは誤解があると思うが、校長あるいは事務職員が徴収金を集めているという部分は公務であると言える。

25 自治労 公務であるかどうかは別の大きな問題になるので、それはさておき、未納対策に使う経費は公費で支出することは可能であるということの良いか。つまり債務不履行に対して裁判を起こす場合の費用は公金ということか。

30

文科省 債権はどこにあるかによるが、例えば学校徴収金のうち、教材費などについてはおそらく業者が持っているということになるのではないか。

自治労 話が混乱するので給食費に限ってということではどうか。

5

文科省 その場合は…。

自治労 公会計になっていない場合について、未納対策、最終的には裁判費用までをどこの経費で出すのか。集めた給食費の中から支出するのか、職務権限として行うのであれば公費から支出するのか、どちらと考えるのか。

10

文科省 まず、給食費の扱いが私金か公金かで異なるが、私金で処理する場合、その債権を持っているのは市町村ということになるだろう。材料を買ってきてそれを調理して、その経費を保護者から徴収するということであるから、債権債務の関係で言えば、市町村が持っている形になる。裁判は負けた方が払うことにはなるが、その裁判費用は市町村が立て替えるということになるだろう。

15

自治労 先ほど設置者は教育委員会であると述べられたので、その費用は教育委員会の予算で行うという考え方で良いか。

20

文科省 そうではなくて…。

自治労 我々は給食費は公会計処理をすべきだとあらためて主張したい。そうではないと今述べたような様々な矛盾が噴出して来る。公会計処理しないにも関わらず、債権は市町村にあるというのは理論的にかなり飛躍している。それは現状追認的な主張ではないか。

25

今、子ども手当で措置をするとの議論もある。第210条の処理をしている保育料と異なって、給食費はそうならない中で、今後、給食費の位置づけについて問われることになる。このままでは子ども手当に間に合わない。

30

自治労 一つ確認したいが、公金ではないものを学校職員が事務処理することについて公務であるとの見解でよろしいか。

5 文科省 それは付随的業務であって公務である。

自治労 いずれにしてもこのままでは、子ども手当の財源を使って給食費を無償化するという事について法律上、債権債務の関係からも整理がしきれないと思われる。

10 福岡市が昨年9月、名古屋が昨年の包括外部監査で公会計処理しなければならぬと指摘を受けた。横浜や埼玉県川口市も公会計処理に移る。これから総務省ともやり取りをする予定だが、今いただいた見解と総務省見解を突き合わせてみて、もし同じ政府の中で二つの見解で齟齬が生じているようなら必ず調整が必要となるので、文科省としても対応をお願いしたい。

15

自治労 授業料や徴収金の取り扱いに関して、法律や条例規則に基づかない処理をするのであれば、何らかの特例措置が必要であるということに異論はないか。例えば、文科省の主張が各自治体の会計規則に反するような場合は、会計規則が優先されるべきということで良いか。

20

文科省 7月にいろいろと質問や指摘があったことについて、我々もあらためて省内で確認や整理をさせていただいたが、現時点で特段の問題は生じていないだろうというのが我々の見解である。

25

自治労 地方自治法や自治体の会計規則等に矛盾していないという解釈でよろしいか。

文科省 そのとおり。

30

自治労 もし文科省と総務省で解釈や見解が異なった場合は齟齬が生じている部分について調整をしていただくということはお願いしたい。

文科省 現時点では必要があるとは考えていないが、何かあれば情報提供をいただきたい。

5

## 15. 学校事務職員の定数について

(1) 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、経済的支援事務の拡充等のため、定数基準を最低3名とし、事務長を含む正規職員で賄えるよう措置

10

(2) 義務制学校事務職員の定数改善にあたっては、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。特に、自治体における準要保護児童の認定時期を考慮した加配措置が行なわれるよう配慮すること。また、大規模校への複数配置基準を改善すること。

15

文科省 正規職員の採用については、各都道府県毎の総数というのは標準法に基づいて算定されるが、具体の配置については各都道府県の教育委員会がその権限と責任において判断をいただくものであり、地域の実情や、地域全体の教育の質の向上を勘案し、中長期的な人事計画を見据えて、正規採用または臨時的任用の割合を調整しているところである。

20

事務職員の定数についてはこれまでも計画的に改善を図ってきたところだが、平成22年度予算では教員の負担軽減を図るためとして73人の改善を行ったところである。また、平成23年度要求においては本年度と同数の73名を含め、定数改善計画の全体では事務職員関係の総数で872名の加配定数の要求を行っているところである。

25

自治労 徴収金の扱いが公務であるとのことだが、標準定数にはそういう考え方が含まれているのかお聞きしたい。

30

文科省 定数の算定にあたって一人当たりの算定に「これだけの事務量があるから」という根拠を承知していないのでお答えできない。戻って調べては見たい。

5 自治労 算定時に想定していなかった事務が加わるということであれば、定数上考慮されるということによいか。

文科省 それはわからない。

10 自治労 概算要求であげた事務職員の定数加配については、いわゆる共同実施加配ではないということによいか。

文科省 今回23年度分であげた分は小学校1・2年生を35人学級とすることによって学校毎の学級数が増えた場合に27学級以上の学校が増える分を見込んだ増加分である。

15

#### 18. 学校給食並びに学校用務に関することについて

教職員定数の拡大に当って、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員への削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

20

また、学校運営にあたっては、給食調理員並びに学校用務員についても学校運営の基幹職員として位置づけること。

文科省 給食調理員の配置については、国としては毎年、地方交付税の予算要望を行っているところである。ただし、実際には地方交付税の用途については自治体に委ねられているというのが現状である。

25

学校給食調理員については私たちも大変重要な職種であると認識している。先般改正された「学校給食の衛生基準」の中でも給食調理員の研修の充実について盛り込まれており、告示として位置づけられているところである。大変重要な職務であると認識している。

30



5 自治労 給食調理員の身分の位置づけについても、学校用務と位置づけが異なっている部分について、ぜひ、検討いただきたい。突然の質問で恐縮だが、11月の10日くらいに、総務省が集中改革プラン結果についての数字を公表した際に、学校給食の委託が進んでいる実態が明らかになっており、例えば政令市では100%委託となっているとの表記となっている。そういう状況について文科省としてはどのような感想を持っているのか。

10 文科省 総務省の資料はダイレクトに見ていないのでコメントしづらいが、我々の方で合理化の通知を発出する際には、給食の質を落とさないようにということ、献立の作成についても設置者の責任においてきちんとやっていたいただきたいと申し上げている。

15 自治労 我々は学校教育法施行規則できちんとした位置づけをしていただきたいとのお願いはずっとしてきているが、そこはどうか。

文科省 現時点では要望として承るところだ。

20 自治労 食育基本法でも学校給食調理員の位置づけがある一方で、そこに書かれた学校給食調理員とは何者かという点を現状のまま放置していてよいのかというところで我々としては問題意識を持っているので、前向きな検討をお願いしたい。文科省： 給食費については、学校給食法において施設設備費や人件費については自治体、食材費等については保護者負担として  
25 いる。少子化地域振興策及び食材の価格高騰等により、自治体が食材費の補助を行っているとも聞いている。文部科学省としては、食材費等を含めて学校給食費を公費負担するか否かについては地域の実情に応じ自治体が判断するものと考えている。生活に困窮している保護者等に対しては、生活保護による教育扶助において学校給食費が補助になる、生活保護の対象とならないものの経済的理由により就学が困難と認められる保護者に対しては各市町村で定める就学援助の一部として援助が実施されている  
30 ところである。

■関係法令■

5

第七十一条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

② 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

10

③ 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

15

④ 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

⑤ 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

(昭三八法九九・全改、平一八法五三・一部改正)

20

(総計予算主義の原則)

第二百十条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

25

(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

30

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

35

(昭三八法九九・全改)

40

【総務省】

日時：11月29日（月）14：00～14：30

場所：総務省1階会議室

対応：自治行政局行政課行政第3係長：萩原 良智、能率推進室係長：甘利、自治  
5 治財政局調整課調整係長：高梨 嘉幸

1. 公教育の無償化について

(2) 高校授業料無償化に伴い、私費の会計処理に混乱が生じないように、関係省  
10 庁とも協議の上、適正な経理処理についての判断を示すこと。

(3) 学校における経理事故の防止と適正化を図るため、地方自治法等の関係諸  
15 法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行なうこと。

特に学校給食費の公会計処理への移行については、旧文部省時代の行政実例  
15 によって各自治体が判断を行っており、関係省庁とも調整の上、早急な改善  
を行なうこと。

総務省 学校給食費について、旧文部省において地方公共団体の収入として取り  
15 扱う必要はないとの通知は発出したことは承知をしている。

しかしながら、学校給食を市町村の事務として処理している場合、その  
20 学校給食費は公金であるので、学校職員が直接収納する場合は地方自治法  
第171条の規定に基づき、当該学校職員を出納員としてその収納と保管を  
行わせることになるが、収入したお金は市町村歳入予算に計上しなければ  
ならないと考えている。

また、学校給食を市町村の事務として処理していない場合は、地方自治  
25 法第235条4の2の定めにより現金を保管するためには法律または政令の  
規定が必要であるので、それがない場合は保管することができないという  
ことになる。

自治労 文部科学省では今の回答とは異なる回答であった。文科省は保護者と設  
置者との委託契約であって、何の問題もないとの回答である。

5 従って公会計化する必要はなく、私会計のままでも職員が職務として扱うことに何も問題はないとの見解だった。このことは我々としてもとても受け入れることのできない話であるし、極めて杜撰な解釈であると考えている。非常に残念である。総務省として文科省となんらかの擦り合わせができないのか。

総務省 地方自治法の判断について我々の考え方に間違いはない。

10 自治労 学校給食は自治体の事業であるとのことは法的に位置づけられているが、設置者と保護者の委託契約であり、文科省では設置者は教育委員会であるとしている。それは、首長の権限を取り決めにより教育長に移しているとし、その取り決めは成文化されていなくてよいとの考え方である。それを前提に仕事がおりにいるのだから、私費の処理については公務であり、  
15 それに伴って債権の取り立てに関する訴訟費用は公費で支出して構わないと。そうであっても特例がない限り、地方自治法や関係諸法令に基づく会計処理をする必要があるのではないかと問うと、「それは原則である」とし、教育委員会が原則に基づいて判断するのであればそれは適正であるという考えであった。

20 昨年、名古屋市の包括外部監査で指摘を受け、徹底的に法的根拠も踏まえて議論された結果、2年以内に公的処理をするよう求められた。横浜市は来年4月からの公会計処理に向けて財政上の準備を進めている。川口市でも「1校あたり数千万円ものお金を公の管理のもとに置かないのは今の自治体ではあり得ない」とのことから公会計化することが決まっている。

25 自治体はそのような動きを見せているが、教育委員会は昭和32年の行政実例を盾に動かない状況もある。

30 文科省には地方自治法の判断は総務省の所管なので総務省に照会するなりの対応を要請してきたところだが、我々としても政府の中で相反する二つの見解に分かれているのは困っている。これから参議院の法制局の方に疑義として調査をお願いする手続きをとる予定であるが、できれば役所間の調整でなんとかならないものか。

総務省 地方自治法の判断は我々の所管するところであり、この間の判断については揺るぎないものと考えている。

5 自治労 具体的に32年の行政実例は廃止すべきであると文科省には言えないのか。

総務省 我々の方から言う立場にはない。照会があれば対応するが…。

10 自治労 現在、経理事務に関する事故は多発しているが、適正な市町村財政の執行という観点から、首長部局に対して指摘なり指導はできないのか。

総務省 学校給食を市町村の事務として行っているところは当然、歳入に入れて適正にやるべきであると思うが…。

15 自治労 現在、包括外部監査では公金に位置づけられていない場合でも指摘されている。公金にすべきお金を公金として処理していない場合も地方自治体が住民からお金を集める以上は指導すべきではないのか。

20 総務省 …。

自治労 文科省の行政実例を総務省が訂正するのは無理だということは分かったが、不適正な財務執行が行われていることに関して、総務省のルートで自治体に対して指導することはできるのではないのか。

25 総務省 今問題になっているのは、法律や政令で特例がないまま行われていることなので、文科省の方で何か一定の手続きを行えば取り扱えることになる。

30 自治労 第235条の方は多少時間がかかってもやむを得ないとしても、我々としては第210条の方は早急な対応が必要だと考えている。全国で事故も多発している。自治体の担当者会議の中で話題にするなどはできないのか。

総務省 …。

自治労 私金での処理についても文科省は公務と言っているが、果たして公務になり得るのか。

5

総務省 …。即答しかねる。

自治労 今までの話を伺っていると、法の解釈について誤っているのは文科省であり、アクションを起こすべきは文科省であって、総務省から働きかける必要はないというように聞こえるが。

10

総務省 今のところ我々から動く必要はないと考えている。法の解釈について疑義があればと照会していただくべきである。

15

自治労 まずは第210条の問題を解決できないか。改めてお願いしたいが、文科省からの問い合わせはないと思われるので、ぜひ総務省からアプローチをしていただけないか。

## 2. 教職員人件費について

20

(1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。特に学校事務職員のための廃止・縮減を行わないこと。一括交付金化の検討に当たっても、上述の趣旨を前提とすること。

総務省 基本的なスタンスは変わっていない。今は義務教育比国庫負担金の廃止縮減という話が出ていない訳だが、仮にそういう話となった場合でも税財源の移行とセットでなければ制度の変更は行わないという立場である。

25

一方、学校事務職員のための廃止縮減ということがどういったことなのか勉強不足で理解できないが、そういう話は今のところ聞いていない。一括交付金化の話は私ども総務省ではなく、内閣府の地域主権戦略室で取り扱っているため、私どもとしては答えられない。

30

自治労 定数改善計画について、文科省は今国が持っている6万人はそのままにして、35人学級もそのまま実現を求めていることについて総務省の立場としてはどのように考えているのか。

5 総務省 私どもとしては全く認められない。

自治労 一括交付金に施設整備費を移してはどうかとの話が出ているが、それについてはどうか。

10 総務省 どういった経費を一括交付金化するかという話と、一括交付金の性格がどうなるのかという点で全く分からないので何とも言えない。ただ、学校施設に関しては、一括交付金化して果たして需要と供給がしっかり見合うのか、仕組み方によっては地方自治体の財政運営にも支障を来すことにも成りかねないという個人的懸念は持っている。

15

#### 5. 学校給食並びに学校用務に関することについて

教職員定数の拡大にあたって、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員の削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

20

総務省 地方公共団体は非常に厳しい財政状況にあり、簡素で効率的な行政運営が求められているところであり、学校における給食調理員や用務員の配置についても納税者意識に照らして各地方公共団体が適切に判断すべきことであると考えている。

25

自治労 前回も話したとおり、自治体によっては指導を受けているとの話も聞いており、我々としては自治体がそれぞれの状況と責任において判断できるよう、そのような指導は不要であると考えている。

30

また、さまざまな民間との比較資料が総務省からも出されているが、例えば学校用務を例に挙げても、樹木の剪定など個別個々の業務を比較すれ

ば民間の方が安価との話にもなるかもしれないが、総合的な業務というところでは適正に比較する対象がない。そうしたことも考えていただきたい。

5 先に総務省が集中改革プランの結果についての数字を公表した際に、学校給食の委託が進んでいることを表す資料があり、それを見ると学校給食は委託で構わないと見られる懸念がある。現場では食育にも絡んで幅広く担っているということをもう少し認識いただきたい。こういった形で調査した結果なのかお聞かせ願いたい。

10 総務省 民間との比較という点では、その時々政権との関係もあるが、民間の賃金と比較して現業職員の給与水準が非常に高いと問題になった時代があり、その時の一つの参考資料として、全国的に何か出せる物はないのかと求められた中で公的な統計として厚生労働省の資料が一番サンプル数も多いということから出しているものである。

15 ただし、年齢構成とか実質的な内容は異なる一つの参考資料であることを記載して出している。重要性が違うことについては理解している。ただ、住民がどう理解をし、納得をいただけるかということにかかってくるのではないか。

20 自治労 一部の委託の事実が受け取る側としては委託でできるのではないかと誤解する懸念もある。実際に自治体の中ではその資料をもとに、我々の単組に合理化を迫ってくる例も見受けられるので、資料の出し方については慎重にしていきたい。